

原発立地点の住民を黙らせる買収費を教育に持ち込むな

## 文科省は原子力・エネルギー教育支援事業を廃止せよ！

2002年国が原子力推進教育を学校現場に持ち込む

原子力推進のための教育を学校現場に持ち込むことを狙った、「原子力・エネルギー教育に関する支援事業交付金」は、2002年度に創設され4億円余りが、電促税を原資とする電源特会の電源立地勘定の電源立地対策費として毎年度教育現場につぎ込まれてきました。(2007年度からは電促税が一旦一般会計に繰り入れられ、そこから出されたエネルギー特会の立地対策分としてつぎ込む)2005年に原子力委員会が策定した原子力政策大綱にも「エネルギーや原子力に関する教育の支援制度の充実に取り組むことが重要である」と謳われました。

原発立地点で不安や反対の声をあげる住民の頬を札束で叩くような予算が、学校という教育の場に持ち込まれているというのが実状です。

しかし、この事業の当初の目的である「原子力推進教育」は政府の目論見どおりには進んでおらず、2001年の省庁再編で文部省が科技厅と合体することによって、「教育」と「原子力推進」という本来的には矛盾する課題を文科省が抱え込むという事態に陥り、しかも自らの慢心の結果、開始してしまった付けが、後で述べるとおり、今になって顕在化してきているのです。

さらに、この問題以降注目されるようになった国の特別会計は、その用途の不明確さと使い残しの余剰金と特別会計に群がる利権集団が、今や国民の目の前に披瀝され、誰もが日常、批判を口にする対象となってしまったのです。

エネルギー特会も例外ではありません。国民自らが電気料金を支払い、その中から納付される電促税が正当に公平に使われているかは、地球温暖化を日々実感し、燃料とエネルギーの価格急上昇に悲鳴を上げる中で、見過ごすわけにはいかなくなっています。

国家予算は一層厳しい厳格な評価を国民全体から日常的に受けているのです。国の特別会計

はもはや甘やかされた存在ではないのです。

文科省交渉や各地で反対の取り組み

私たちは、憲法(第13条「個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重」、第23条「学問の自由」、第26条「教育を受ける権利」)に違反するこの支援事業に反対し、文科省に公開質問書を提出して全国の反原発の市民団体とともに、2001年12月12日、2002年2月14日の2回の交渉で文科省を厳しく追及しました。2001年12月4日、「原子力教育予算をつけさせない市民ネットワーク」の文科省交渉にも参加しました。残念ながら2002年3月28日に国会で予算案が成立し、同時に4億8300万円の交付金が認められたのです。

国会では社民党の山内恵子議員がこの事業が教育基本法違反だとして、文科省を厳しく追及しました。

兵庫県では2002年5月8日、原発の危険性を考える宝塚の会、さよならウラン連絡会、環境と原発を考える会・神戸、原子力災害を案じる阪神間住民の会が北中敏雄県会議員とともに要望書を県に提出。県は「要望書を否定する理論はこちらにはない」と回答しました。新潟県では、柏崎市議会において高橋新一議員が2001年12月の第4回定例会でこの支援事業の問題点を指摘し追及されました。日教組は2001年12月12日の文科省交渉に参加し、HP上でも「政策提言」の中で「環境・エネルギー政策」として〈国への提言〉の一つに、「文科省の『原子力・エネルギー教育支援事業交付金』を廃止すること」を掲げています。

その結果、国は当初「原子力教育支援・・・」としていた事業名を2002年1月、予算案財務省案の段階で「原子力・エネルギー教育支援・・・」へと変更し、目的をごまかして発表するしかなかったのです。

財務省が原子力教育の効率的な推進を指導

ところで、政府は、「中央省庁等改革に伴い、国の行政機関は、その政策の企画・立案に当たって政策評価を導入すること」として、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づいて、政策評価を行なっています。財務省も2001年度から毎年各省の評価を行ないその結果が公開されています。

その中で、この支援事業も2006年度に初めて評価の対象となり、7月の「予算執行調査(57)事業概括表(18年度)」の中でその結果が公表されています。評価の対象となる事業名を「原子力・エネルギー教育に関する支援事業交付金等」として、この支援事業以外の事業も評価の対象に含めています。

「調査結果及びその分析」欄には、「交付金事業全体の約8割を占める教材等の購入については、原子力以外(風力や太陽光等)に関するものが大半であった」「原子力施設等の見学会を実施するための委託事業については、交付金で実施している施設見学会に比べ1回あたり3~5倍のコストがかかっていた」と記述され、この支援事業が原子力以外が多い上効率が悪いと批判しています。

その結果、財務省が「今後の改善点・検討の方向性」に掲げたのは、「交付金事業については、より効率的に原子力への理解増進を促すため、事業の絞込み、選択が必要である」「施設見学会は交付金により都道府県自ら実施しているところもあることから、交付金事業との統合、合理化を図る方向で検討する必要がある」「エネルギー教育支援に係る施策全体についても事業の統合等を検討していく必要がある」でした。

結局、同年12月に発表された「予算執行調査の反映状況」を見ると、「18年度予算執行調査結果の19年度予算への反映状況概括表」の中で、財務省が2006年度を総括し、すでに固まっていた2007年度予算案での変更点として、「都道府県に対し、今後の(原子力・エネルギー教育支援事業)交付金の交付決定において原子力・放射線についての取組みが一定程度含まれているかどうかを参酌する旨通知した」、「委託事業のうち施設見学会及び講師派遣事業については、今

後、交付金により実施することとし廃止した」、「委託事業のうち類似事業については、統合し効率的に実施することにより経費の削減を図った」と示したのです。

これは国が原子力推進教育の効率化を迫るものです。また、「原子力・放射線についての取組みが一定程度含まれているかどうか……通知した」というのは、国(財務省)が原子力推進の予算を通じて、教育の内容が原子力に特化するよう変更を行なわせたということです。これは、教育現場を原子力推進へと強制するもので、国家による教育内容への介入であり、私たちが当初より批判してきたことが現実になったのです。許すことはできません。原子力推進は時の政権が行なう政策であって、教育で扱うべき「真理」や「正義」ではありません。このことを今後厳しく批判して行かねばなりません。

この6年間の実績が示すこれらの事態は、原子力推進教育そのものが、全国の教育現場・自治体から敬遠される存在でしかなかったことを逆に示しています。

文科省は「成果」を強調  
でも、その中身はエネルギー関連の総花

しかし、文科省はこれにも懲りず、いや焦った余り、次のような冊子を作成しています。文科省研究開発局が原子力文化振興財団に委託して今年7月に作成したばかりの冊子です。(あとみん-原子力・エネルギー教育支援情報提供サイトに掲載)その2ページにこの交付金の2002~2007年度の交付実績額と交付した都府県数の推移が、グラフでこれ見よがしに示してあります。確かに実績額は7900万円から4億1200万円に増え、都府県数は6から40へと増えています。

年度途中で制度が始まった2002年度は、予算の16.2%を使ったに過ぎず、2003年度の申請額で見てもたった33.0%でした。これがほぼ使い切るまでに変化したと言いたいのでしょうか。

2006年2月21日の第7回原子力委員会定例会議で配布された資料の「原子力・エネルギーに関する教育支援事業について」では、2005年度の交付金の用途別内訳として、実験器具の整備

が68%、副読本・図書等の購入が14%とされています。その合計82%が上述の財務省の政策評価で、「交付金事業全体の約8割を占める教材等の購入については、原子力以外（風力や太陽光等）に関するものが大半であった」として、原子力関連が少ないと指摘された事実なのでしょう。

当日、文科省は「1ページを開いていただきますと、まず原子力・エネルギーに関する教育支援事業交付金ということで、これは地方自治体、都道府県に対してこういった交付金を交付いたしまして、その下のほうにございますように、例えば右のほうですと小・中・高等学校の教職員の研修会をやったり、あるいは右下でございますが、副読本を製作して総合学習の時間に当てたり、あるいは左下、講演会を開催したり、あるいはソーラーカーなどのいろいろな実験器具を整備したり、そういったことをしているところがございます」と説明しました。原子力教育推進の狙いがはずれつつあることが露呈しています。

その後出された原子力委員の意見でも「私の体験ですと、学生さんはエネルギーと環境に興味があるんです。原子力の位置づけを、風力とか太陽光、火力などとともに、環境と資源問題を絡めて話をすることも必要だと思います」、「1つ申し上げさせていたいただきたいのは、委員長がおっしゃったように実験器具ですね。そんなに悪くないと私は解釈しています」、「文科省はこういう支援事業をやっていますという広報を、小坂大臣がちょっと微笑んだような顔で、『やってみませんか、こういう交付金があるんですよ。理科を好きになりましょう。』とか、『エネルギーのことを勉強しましょう』。そういう呼びかけをやっていただくとわかります」などと述べています。

原子力教育支援事業が当初の目論見どおりには進んでおらず、環境・エネルギーに絡める形でしか導入できないという事情は認めざるを得ないのです。

現にこの事業に関する各自治体の報告の内、具体的な記述のあるものを見ると、以下のとおりです。

風力（太陽光）発電装置を学校内に設置、教材（ハイブリッド発電システム、燃料電池、放射線計測装置等）の購入〔山梨〕。エネルギーにかかる蒸気エンジン実験器具の購入、エネルギーにかかる太

陽追尾制御ロボット実験器具の購入、エネルギーにかかる分光器カラーテレビ装置実験器具の購入〔鳥取〕。新エネルギー事業（太陽エネルギーやバイオマスエネルギー、雪氷冷熱エネルギー及び風力エネルギーなど）の中に位置付け「総合学習の時間の活用等により環境教育の一環としての新エネルギーに関する授業を教育現場に取り入れるよう働きかける」〔福島〕。このように2002年当時の文科省の狙いから大きくはずれたものになっています。

ただ、福島県の教育庁がこの支援事業に関し「H19より、原子力・放射線関係費を申請総額の30%以上とする」とする報告を出しています。他県でもそういった動きが出ているようです。今後教員を原子力教育の研修へ強制的に参加させるなどの動きが強まることも警戒すべきでしょう。

ムダ使いを許すな！原子力教育支援事業交付金を即刻廃止すべきです！

日本が広島・長崎で原爆の悲惨な被害を受け、60年以上過ぎた今でも、ヒバクシャが様々な病苦に苦しめられていることは国民総体として認識しているところです。「核」に対する知識、認識は国民総体としての「実体験」に基づくものです。「核アレルギー」などと揶揄すべきものではありません。政府はその点を真摯に受け止めるべきです。

また、原子力推進のため地元を買収する金を教育に持ち込むことなど許されるわけがありません。

憲法に違反し、原子力推進を学校に強制する、原子力・エネルギー教育支援事業交付金を廃止するよう、政府・各都府県に圧力をかけていきましょう。

#### 原子力・エネルギー教育支援事業の経過

2001.1.16	省庁再編で文科省と科技庁が統合
8.28	4億8300万円の支援金予算案計上
12.12	1回目の文科省交渉
2002.1	「原子力教育支援事業」を「原子力・エネルギー教育」へと名称変更
2.14	2回目の文科省交渉
5.22	電源特会を使えるよう施行令を改悪
8.8	原発推進を明記した電源特会施行令に基づく「原子力教育支援事業交付金交付規則」発表